

「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づく 平成 29 年度の施策の実施状況等について【概要】

1 趣旨及び目的

- 「北海道地球温暖化防止対策条例」(平成 21 年条例第 57 号。以下「条例」という。)第 9 条では、第 8 条に規定する「北海道地球温暖化対策推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づく地球温暖化対策の実施状況を明らかにした報告書を毎年作成し、公表することとされています。
- この報告書では、道内における温室効果ガス排出量の状況や推進計画に示した削減シナリオの進捗状況、2017(H29)年度における道の対策・施策の実施状況と評価に加えて、道内の市町村、事業者、NPOなどの取組状況等を記載しています。
- 推進計画に基づく対策・施策の推進は、「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が掲げる目標の一部の達成に資すると考えられ、今後、SDGsを踏まえた各主体の連携による取組を促進する観点から、各対策・施策と関連性の高い主な目標を整理しています。

2 温室効果ガス排出量の状況等

(1) 温室効果ガス排出量

① 2015(H27)年度の状況

- 本道の温室効果ガス排出量は 6,984 万 t-CO₂となっており、基準年(1990(H2)年度)と比べると 6.1%増加、前年度と比べると 0.9%の減少となっています。
- 基準年から増加した要因としては、民生(業務)部門において電力使用量が増加したことなどが考えられます。
また、前年度から減少した要因としては、エネルギー転換部門において石油・石炭製品製造過程におけるエネルギー消費量が減少したことや、民生部門において電力使用量が減少したことなどが考えられます。
- 推進計画における 2020(H32)年度の削減目標は、基準年の排出量(6,582 万 t-CO₂)から 7%削減(削減後排出量は 6,099 万 t-CO₂)することとしており、2015(H27)年度の排出量(6,984 万 t-CO₂)と比較すると、885 万 t-CO₂の削減が必要です。

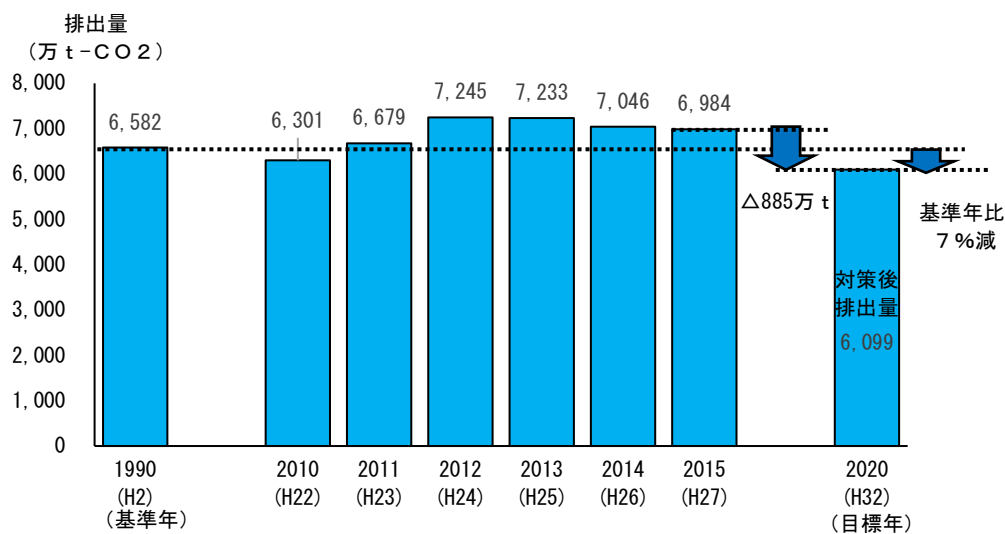


図 1 2015 (H27) 年度排出量と削減目標との比較

(注) 温室効果ガス排出量の算定に使用する総合エネルギー統計(資源エネルギー庁)が改訂され、1990(H2)年度まで遡って数値が改められたため、1990(H2)年度に遡って算定し直しています。

② 部門別の二酸化炭素排出量

- 産業部門からの排出量が最も多く、次に民生(家庭)部門、運輸部門、民生(業務)部門となっており、この四部門で全体の約91%を占めています。
- 基準年からの排出量の推移を見ると、産業部門及び廃棄物部門を除き、基準年より増加しています。
- 全国と比較すると、民生(家庭)部門、運輸部門の割合が高い一方、民生(業務)部門の割合が低くなっています。

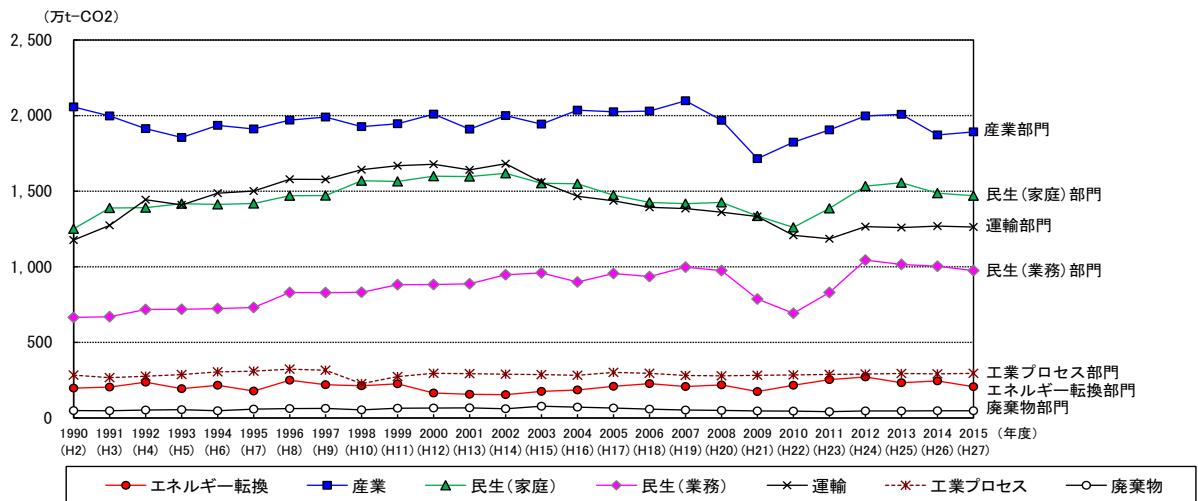


図2 道内の部門別二酸化炭素排出量の推移

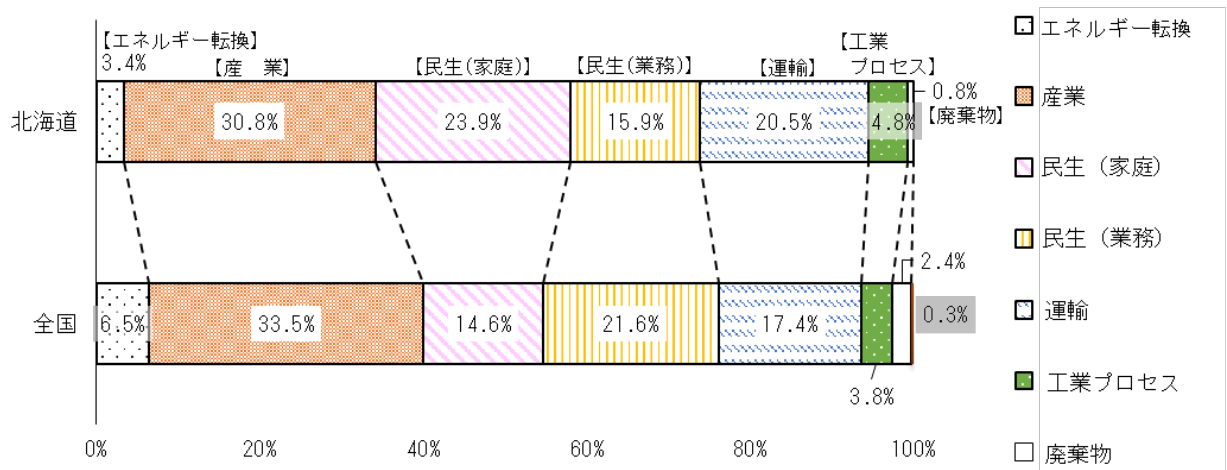


図3 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比 (2015 (H27) 年度)

(2) 既存資料を用いた二酸化炭素排出量の動向予測

- 二酸化炭素排出量の状況のある程度推測できる統計資料(石油製品、ガス供給量、電力使用量など)を用い、その傾向から2016(H28)、2017(H29)年度の二酸化炭素排出量の動向を予測しました。
- 2016(H28)年度については、電力使用量や産業部門の石油製品使用量が減少しており、その他はほぼ横ばいの傾向にあることから、エネルギー使用量全体は減少すると推測され、電力排出係数※も減少していることから、2016(H28)年度の排出量は、2015(H27)年度から

減少すると推測されます。

※ 電力排出係数:1kWhの電力量を発電する際に排出される二酸化炭素排出量

- 2017(H29)年度については、産業部門の石油製品使用量が増加したことなどにより、エネルギー使用量全体は増加していると推測され、また、電力排出係数も増加していることから、2017(H29)年度の排出量は、前年度から増加すると推測されます。

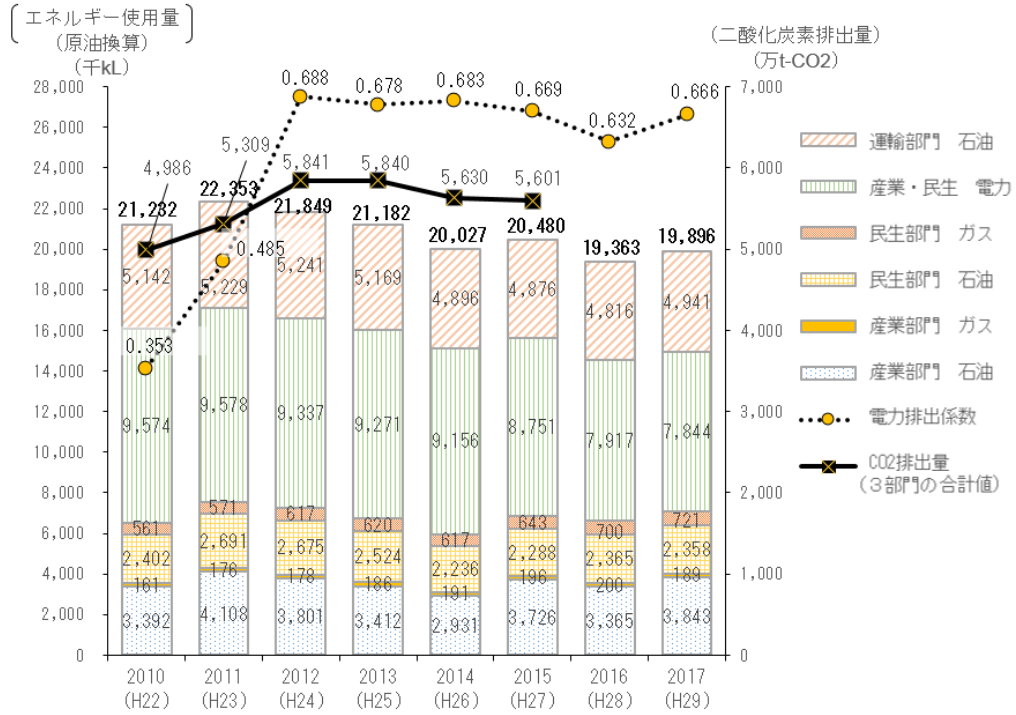
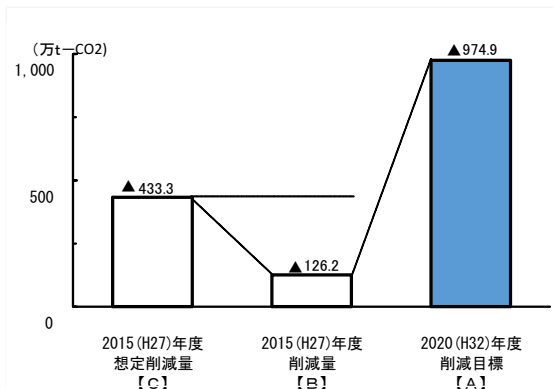


図4 道内の各部門（産業・民生・運輸）エネルギー使用量の推移

(3) 削減シナリオの進捗状況

- 推進計画に示した道民、事業者、運輸及び廃棄物関係の取組ごとの削減シナリオについて、2020(H32)年度の削減目標と、国が公表した「2014年度及び2015年度の地球温暖化対策及び施策の進捗状況」などにに基づき算出した本道分の2015(H27)年度の削減量を比較し、進捗状況を取りまとめました。
- 2020(H32)年度における削減目標(975万t-CO₂)から、2015(H27)年度の想定削減量を433万t-CO₂としていますが、削減量は約126万t-CO₂となっており、計画どおり進んでいない状況です。



【A】:2020(H32)年度削減目標
 【B】:2015(H27)年度削減量
 【C】:2015(H27)年度時点での想定削減量(2011(H23)から2020(H32)年度まで、目標に対して直線的に削減が進むとした場合の2015(H27)年度時点の削減量)

図5 削減シナリオの進捗状況（全体）

(4) 対策・施策の実施状況等

推進計画に掲げる温室効果ガス排出抑制などの部門毎の対策・施策について、進捗状況や評価、SDGsが掲げる目標(ゴール)のうち関連性の高い主な目標を整理し、推進計画に掲げる重点施策毎の実施状況等を次のとおり取りまとめました。

【重点施策①】低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

■ 対策・施策の実施状況

- NPOなどの民間団体が行う地域の自主的な地球温暖化対策活動の支援などを実施しました。
- 条例に基づき、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者などから、温室効果ガス削減等計画書や実績報告書を受理・公表しました。
- 運輸部門の温室効果ガス削減に向けた取組として、エコドライブの実践と交通安全を併せて啓発する事業やバイオ燃料の利活用の促進を行いました。
- 環境に配慮した取組を自主的に行う事業所を「北海道グリーン・ビズ」事業所として登録認定しました。
- 本道の環境保全に貢献しようとする企業から提供された資金を、(公財)北海道環境財団が実施する温暖化防止活動に結びつけ、財団と連携・協力を図りながら、本道の環境保全に取り組みました。

■ 対策・施策の評価

- 省エネルギー(省エネ)や節電に対する理解や具体的な取組を持続させ、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を加速するためには、継続的な取組を促すことが重要であり、これまでの取組を踏まえて、事業成果の周知や事業実施による地域への波及効果の把握など、より効果的な普及啓発の検討が必要です。
- 条例に基づく各種報告制度やグリーン・ビズ認定制度などについて、認知度の向上や理解の促進に向けて普及啓発を図ることが必要です。
- 引き続き交通安全運動や市町村・事業者との連携を進め、エコドライブ実践の普及啓発が必要です。

【重点施策②】地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等

■ 対策・施策の実施状況

- 地域が有する新エネルギー(新エネ)の活用促進のため、市町村に対し、新エネ導入に係る調査や設計、設備の導入等に係る支援を実施しました。また、新エネ導入の検討段階にある市町村等へコーディネーターを派遣したほか、金融支援検討会を開催し、民間主導の支援に向けた融資方法の検討を行いました。
- 省エネの促進を図るため、民間企業等に対し省エネ技術等の導入可能性調査に係る支援を実施したほか、リーフレットの配布等により、道民等に対し節電・省エネ意識の喚起を行いました。
- 環境配慮型データセンターといった環境・エネルギー分野関連産業の企業の誘致や、本道のエネルギー資源を活かした環境関連産業の振興、技術開発の促進を図りました。
- 水素社会の実現に向け、水素について普及啓発を行う水素燃料電池普及キャラバンを実施したほか、水素関連ビジネスの展開に向けた調査やセミナーを開催しました。
- バイオマス資源の有効活用を推進するため、フォーラムや地域連絡会の開催、市町村に対する専門家の派遣等を実施し、方策の検討や普及啓発、技術支援等を行いました。
- 地熱エネルギーの活用促進のため、市町村に対し、アドバイザーの派遣や導入可能性調査や地熱井調査に係る支援を行いました。
- 小水力発電の導入支援のため、河川流量等の基礎データや課題の整理を実施したほか、小水力発電に関する勉強会を開催するなど市町村等への情報提供を行いました。

■ 対策・施策の評価

- 省エネ・新エネに係る各事業により導入が促進されていますが、地域の特性を活かした低炭素なまちづくりと地域経済の活性化を図るため、引き続き効果的な導入支援を行う必要があります。
- 省エネ機器やエネルギー効率の高い設備の導入などが促進されており、引き続き省エネの取組に対する支援を行うとともに、今後、住宅の省エネ対策として、住宅事業者の登録制度である「きた住まい」の普及促進などに取り組む必要があります。
- 再生可能エネルギーの導入にあたっては、自立・分散型システムの導入を図るとともに、多様で豊富な再生可能エネルギー資源を有効に活用し、特に熱利用分野での導入を促進する必要があります。
- 水素の利活用を促進するため、北海道水素社会実現戦略ビジョンや水素サプライチェーン構築ロードマップ等に基づき、産学官が連携して水素社会実現に向けた取組を進める必要があります。
- 環境関連産業の育成・振興を図るため、(地独)北海道立総合研究機構や大学、民間企業などと連携し、対策技術や適用方策など共通のテーマをベースとしながら、調査研究などを推進することが必要です。

【重点施策③】二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進

■ 対策・施策の実施状況

- 森林の持つ二酸化炭素の吸収作用・貯蔵作用などの公益的機能の発揮に配慮した計画的な森林整備や間伐等により森林資源の循環利用の推進を図りました。
- 森林づくりに対する道民や事業者などの理解を深め、森林づくりを道民全体で支えていく機運を醸成するため、企業や団体など多くの道民による協働の森林づくりの推進や普及啓発を行いました。
- 木質バイオマス利用施設などの整備に係る支援や、林地未利用材の集荷・搬出及び木質ペレットの配送に係る実証試験を行いました。また、「地材地消」の取組を促進するためのイベントを開催するなどの普及啓発を行いました。
- 森林整備に対する理解促進とカーボン・オフセット市場の拡大を図るため、道有林で取得したオフセット・クレジットを活用し、道内外の企業にクレジットの販売活動を行うPR活動等を実施しました。

■ 対策・施策の評価

- 森林資源の循環利用を通じて、森林の持つ二酸化炭素の吸収や水源の涵養、木材の生産などの多面的機能を持続的に発揮させるため、木材利用と環境保全との調和を図りながら、引き続き間伐等による森林の整備や適正な保全などの取組を推進することが必要です。
- 道民や企業などが地球温暖化防止について理解を深め、一体となって温室効果ガスの削減に向けた取組を推進するため、森林や森林づくりに関する様々な情報提供、森林とのふれあいプログラムの提供や民間企業と連携した森林づくりの取組など、引き続き道民や企業などによる森林づくりを進めることが重要です。
- 木質バイオマスの利用を推進するため、今後、林地未利用材の安定供給体制の構築と併せ、木質ペレットなどの利用拡大を着実に進めることが必要です。

3 道内の取組状況

道内では、市町村、事業者、NPOなどにより地球温暖化対策のための様々な取組や各種の調査研究が行われていることから、その調査結果とともに、国や道から優れた取組として表彰された事業者などの状況を取りまとめました。

(1) 市町村の取組状況

- 公共施設において、太陽光発電システムや地中熱ヒートポンプ、LED照明など省エネ・再エネ機器の導入が進められています。
- 調査研究、技術開発では、水素エネルギー社会構築の可能性調査、森林バイオマス熱電供給システムの検討などが行われています。
- 太陽光発電システムへの補助、街路灯・防犯灯のLED灯化への補助、木質ペレットストーブの導入への補助など、多くの市町村で省エネ・新エネ関連の助成制度を設け支援を行っています。
- 地域住民や事業者等に向け、温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた普及啓発事業をはじめ、エコドライブ体験会の開催など環境意識を向上する事業が実施されています。
- 2008(H20)年度に帯広市及び下川町が、2013(H25)年度にニセコ町が「環境モデル都市」として国から選定され(全国で 23 自治体)、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて取組を実施しています。
また、2011(H23)年度に下川町が「環境未来都市」に選定され(全国で 11 都市・地域)、環境や超高齢化対応などに係る取組を進め、需要拡大や雇用創出などを図ることにより、持続可能な経済社会の実現を目指しています。
- バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域である「バイオマス産業都市」として、平成 29 年度までに滝上町をはじめ道内の 31 市町村が国から選定されており、バイオマス発電の活用などの取組を実施しています。

(2) 事業者、NPOなどの取組状況

① 事業者における取組

地球温暖化防止の率先行動をはじめ、宅配便ロッカーの設置による配達車両からの二酸化炭素排出量の削減、地熱発電所の設置などといった、他の事業所の模範となるような優れた取組や先進的な取組、創意あふれる北海道らしい取組などが行われています。

② NPO などにおける取組

NPOの取組としては、バイオマスの利活用の推進に向けたセミナーの開催や、自転車の共同利用を通じた車両からの二酸化排出量の削減といった取組が行われています。

また、地球温暖化対策推進法に基づき設置されている地球温暖化対策地域協議会では、イベントや環境展、市民講座などの事業を通じ、地域住民を対象に地球温暖化防止のための普及啓発事業を行っています。